

すべり台の検査マニュアル

制 定 昭和49年11月25日

一部改正 昭和52年11月1日

一部改正 昭和53年2月1日

一部改正 昭和56年6月15日

製 品 安 全 協 会

安全性品質について

1.(2) 認定基準

「変形等」とは、著しい曲がり、傾き、がたつきなどをいう。

1.(3) 認定基準

「著しく突出していない」とは、被服などが容易にひっかからない形状のものをいう。

1.(4) 基準確認方法

(a) 1

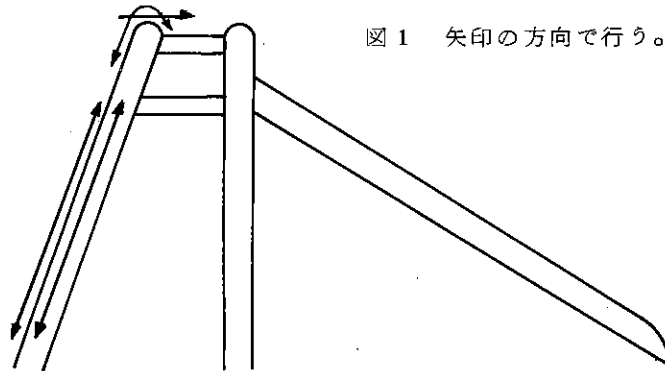


図1 矢印の方向で行う。

(b)

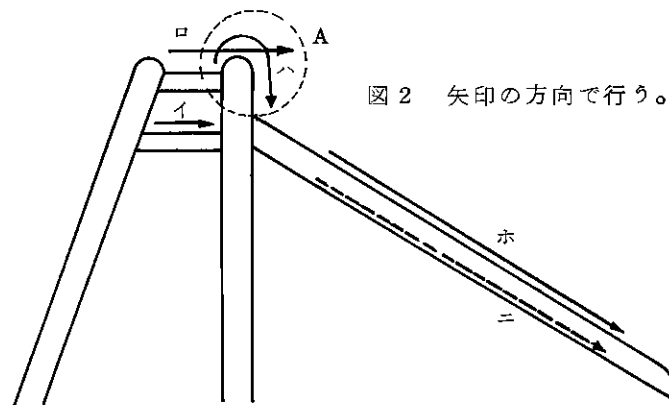
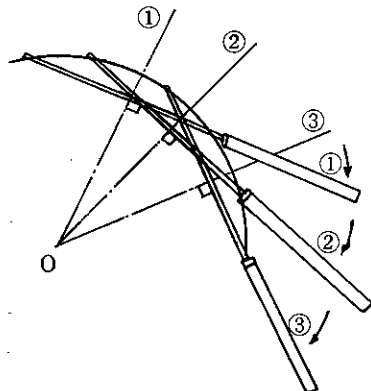


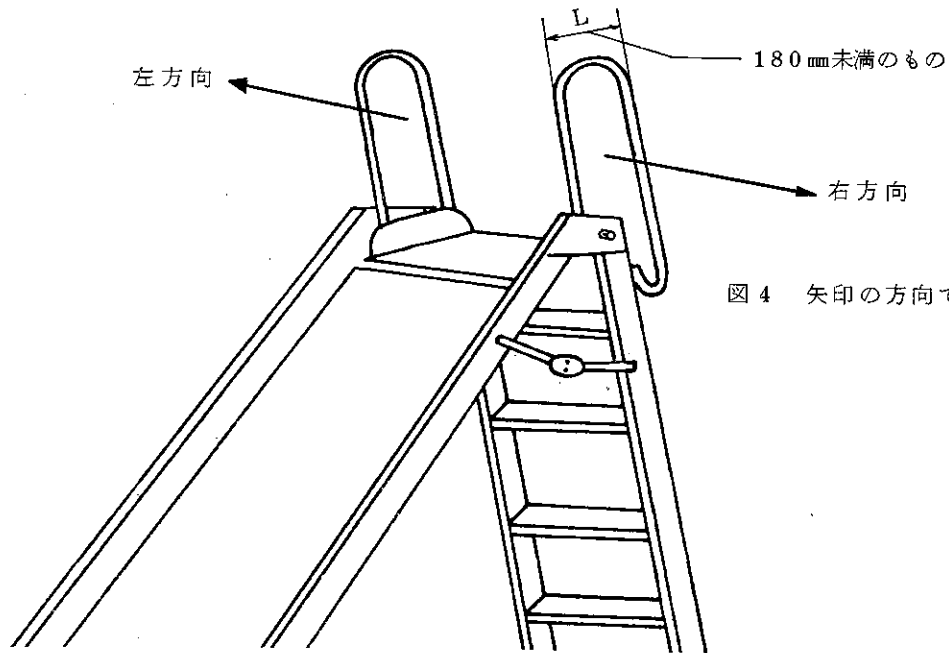
図2 矢印の方向で行う。



A部詳細（ハ方向）

図3 縁がR形状のものはRの中心線から金属線が直角になるよう矢印の方向において行う。

(c)

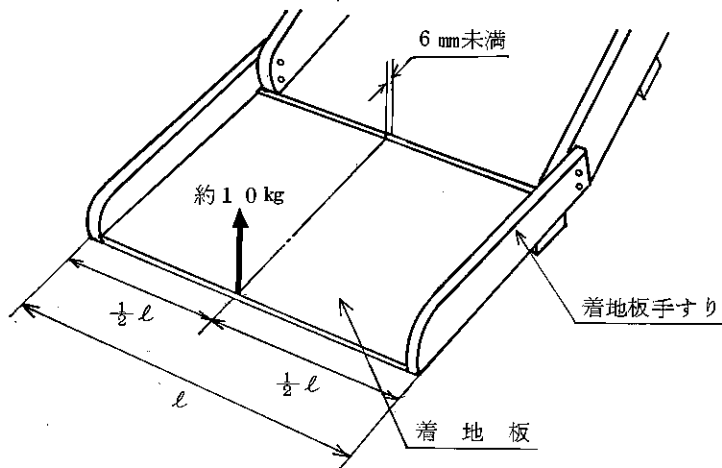


ただし組合せおどり場手すりのものにおいては、その最少の前後の長さ(L)を測定する。

1.(5)(a) 基準確認方法

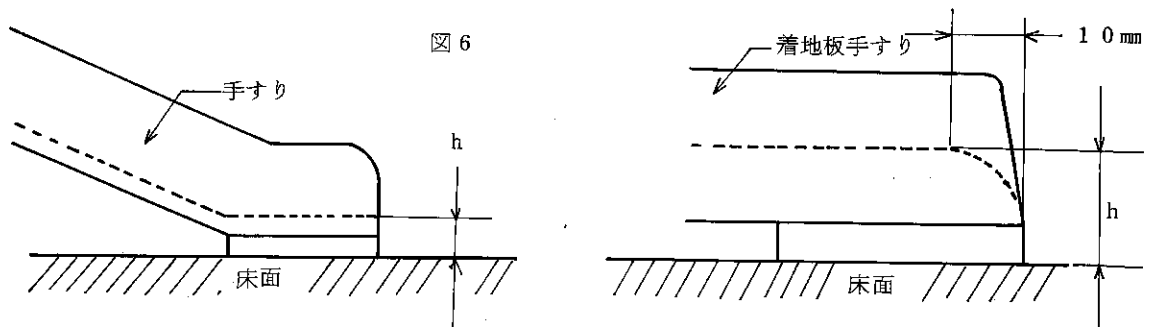
操作とは図5のように直地板先端の中央部を約10キログラムの力で2～3回持ちあげたとき6ミリメートル以上のすき間があいてはいけない。また、着地板が折り畳まれないこと。測定にはノギス又は、これと同等以上の性能を有するものを用いる。

図5



1.(5)(b) 認定基準

滑走面又は着地板の前縁がR形状のものについては先端より10mm内側の高さを測定する。



1.(6) 基準確認方法

イ 組立部、切断部分、すべり台の高さの調節部、折り曲げ部分、かしめの部などにおいて傷害を与える恐れのある部分には、容易にはずれたりこわれたりしない構造のものでカバーされているか、又は面取りの加工などが施されていること。

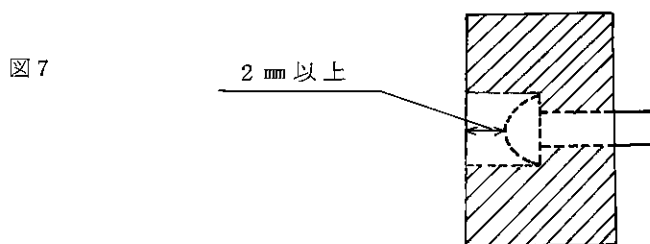
ロ すべり面及び手すり面には、木部の節穴やササクレなどが無いこと。また、すべり面の裏側には、木部のササクレ、釘の抜けているものなどが無いこと。

1.(7) 認定基準

「はしごとして登れるような構造物」とは、すべり台側面等に水平に二本以上の補助板を取り付けたものをいう。

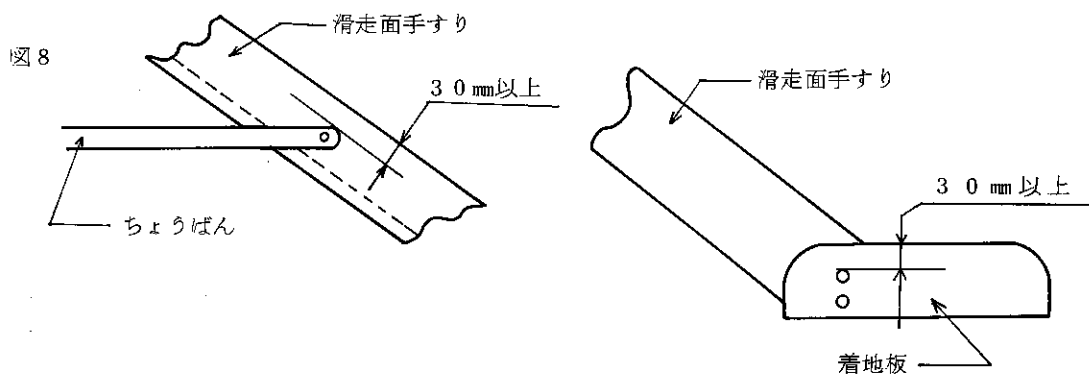
1.(9)(a) 認定基準

「2ミリメートル以上埋め込まれていること。」とは図7に示すとおり、くぎ、木ねじ類の最大突出し部から測定する。測定にはノギス又は、これと同等以上の性能を有するものを用いる。



1.(9)(b) 認定基準

「止め具上端までの距離」は図8に示すとおり手すり等の最短距離にて測定する。測定には、ノギス又は、これと同等以上の性能を有するものを用いる。

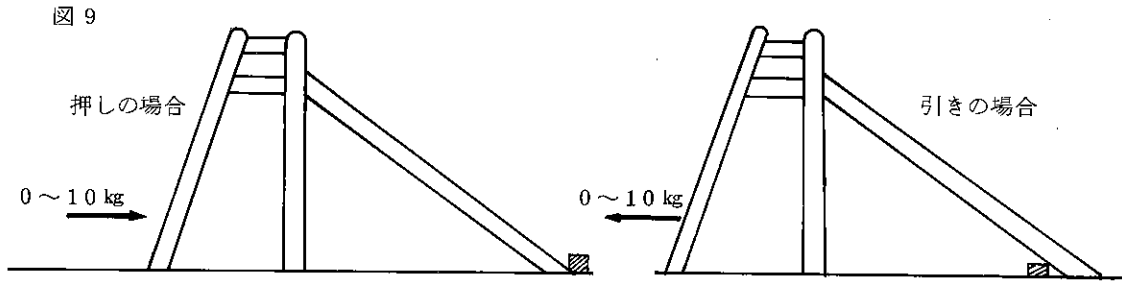


1.(11) 基準確認方法

測定にはノギス又は、これと同等以上の性能を有するものを用いる。

1.(12) 基準確認方法

滑り止めあて板（高さ20ミリメートル，幅20ミリメートル）の滑り止めを当てて矢印の方向で行う。



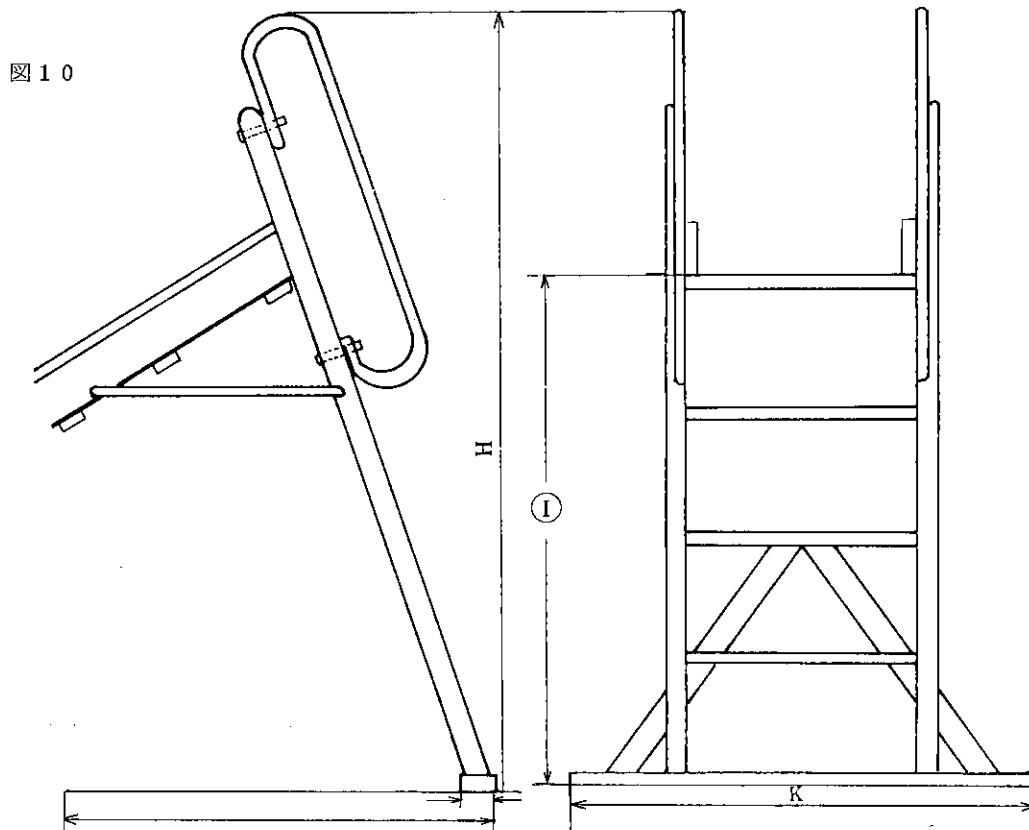
測定には、ばね計り(10 kg)を用いる。

1.03 基準確認方法

測定には金属製直尺又は、これと同等以上の性能を有するものを用いる。

1.06 認定基準

「地上最大高さ」とは、ちょうばんを完全に伸ばした状態で図に示すおどり場の上面から床面までの最短距離①を測定する。測定は鋼製巻尺、又はこれと同等以上の性能を有するものを用いる。



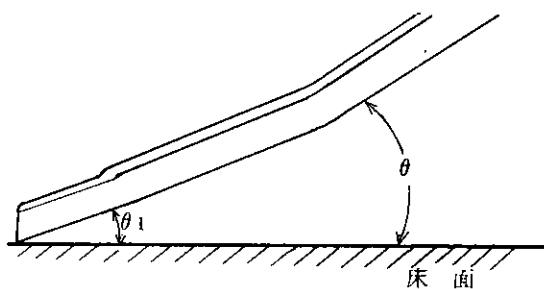
1.07 基準確認方法

滑走全長を図 1 2 のように 3 等分し、その各々の個所について測定したとき、いずれも基準を満足していること。

1.08 認定基準

「滑走面と床面との角度」の測定は、図に示す θ_1 , θ を分度器又は、これと同等以上の性能を有する測定器を用いて、左、右両側をそれぞれ測定したとき、いずれも基準を満足していること。

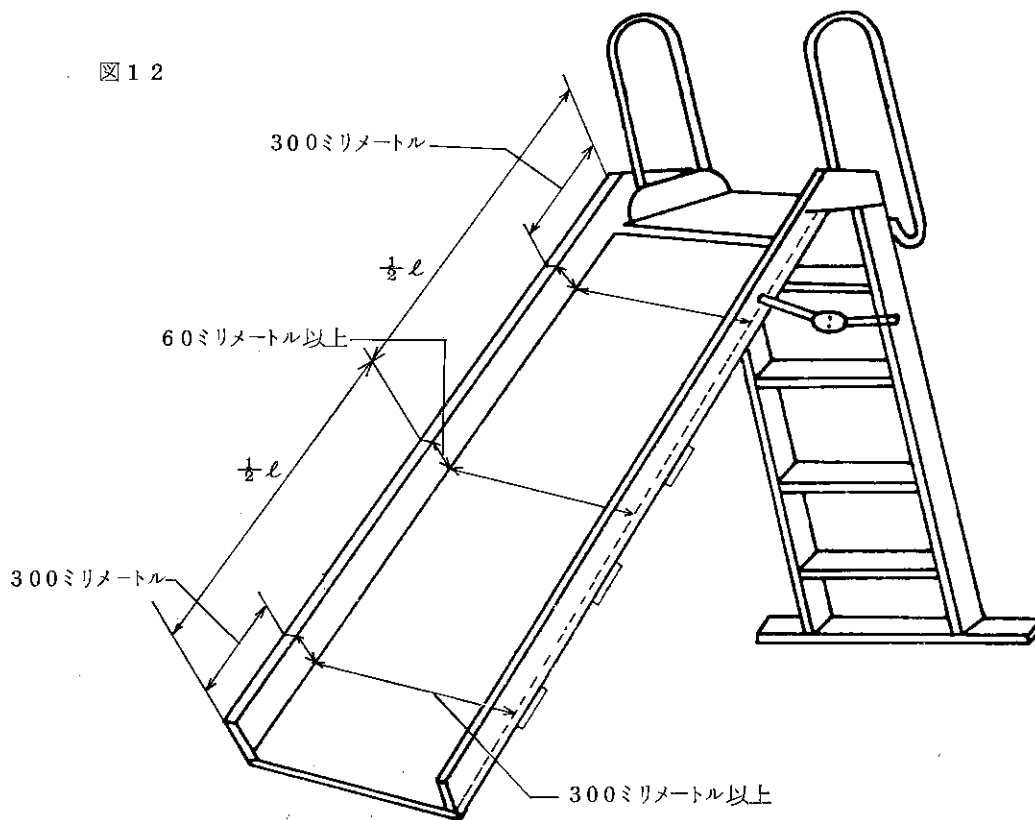
図 1 1



1.09 認定基準

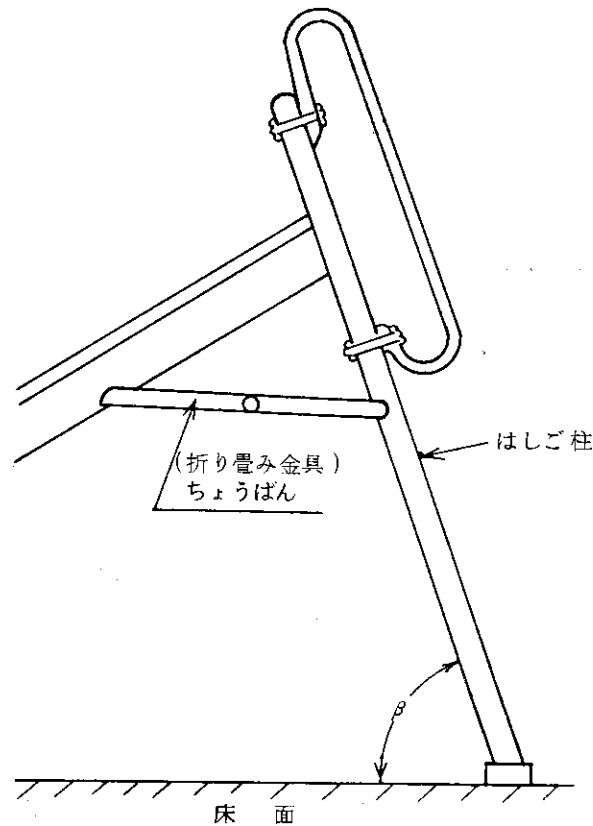
「滑り面の手すり高さ」の測定は、図に示すとおりすべり面から直角に左右の手すりの高さを測定したとき、いずれも基準を満足していること。測定には鋼製巻尺又は、これと同等以上の性能を有するものを用いる。

図 1 2



1.00 認定基準

「はしごと床面の角度」の測定は、図に示す β を1.09の要領によって測定したとき、いずれも基準を満足すること。測定には分度器又は、これと同等以上の性能を有するものを用いる。



1.①) 基準確認方法

測定には、金属製直尺又は鋼製巻尺により測定するものとする。

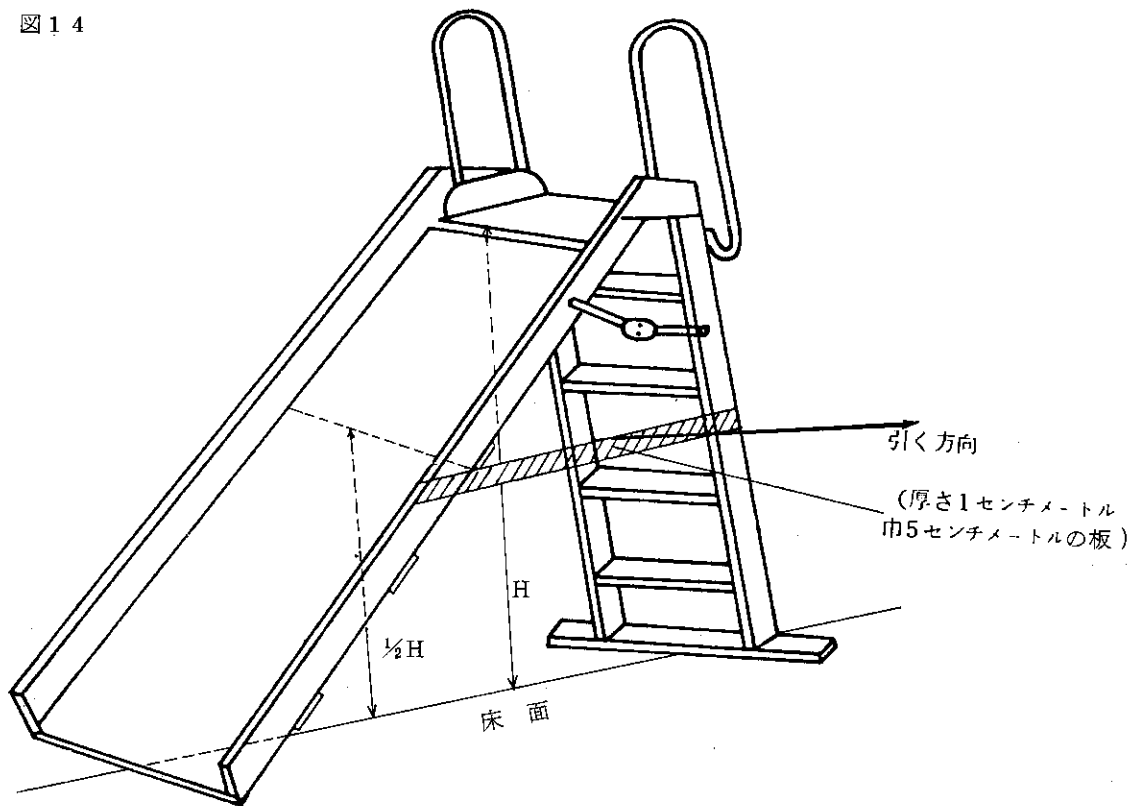
1.②) 基準確認方法

測定には、ノギス又は金属製直尺により測定するものとする。

2. 基準確認方法

- イ 「接地部が浮き上がらないこと」とは、すべり台を使用状態にして平らな床面に静置したとき、床面と接地しているすべり台のいかなる接地個所であっても浮き上がってはいけないことをいう。
- ロ すべり台を 1.①) の状態において、図に示す通り、引く側の側面に厚さ1センチメートル、巾5センチメートルの板をひもで取り付け、引く側の接地部周囲と床面をマジック付モールなどにより張り付け固定して、取り付けた板の中央部をばねばかり（10キログラムまではかれるもの）にて床面と水平に矢印の方向に引いた場合（両側をそれぞれ行う）いずれも基準を満足すること。ただし、中柱の取り付けられているものについては、中柱を固定し中柱の高さの2分の1の箇所をばねばかり（10キログラムまではかれるもの）にて床面と水平に引いたとき、（両側をそれぞれ行う）いずれも基準を満足すること。

図14



3.(1) 認定基準

- イ 「使用上支障のある変形等の異状」とは、ゆるみ、がた、著しい曲がり、傾き、がたつきなどをいう。
- ロ 床面に接しているはしご踏み板は除く。

3.(2) 認定基準

「使用上支障のある変形等の異状」とは、ゆるみ、がた、著しい曲がり、傾き、がたつきなどをいう。

3.(2) 基準確認方法

「重錘」は、滑走面の最高の位置から静かに中央部分に滑走させること。

3.(3) 認定基準

「使用上支障のある変形等の異状」とは、ゆるみ、がた、著しい曲がり、傾き、がたつきなどをいう。

3.(3) 基準確認方法

- イ 滑走面手すりには、手すりカバー、補助手すりを含む。
- ロ 引く方向は、床面と水平方向とする。ただし、滑走面手すりカバーについては垂直方向とする。
- ハ 測定器は、30キログラムまではかれるばねばかりで行うか又はこれと同等以上の測定器を用いて測定したとき、いずれも基準を満足していること。

4. 認定基準

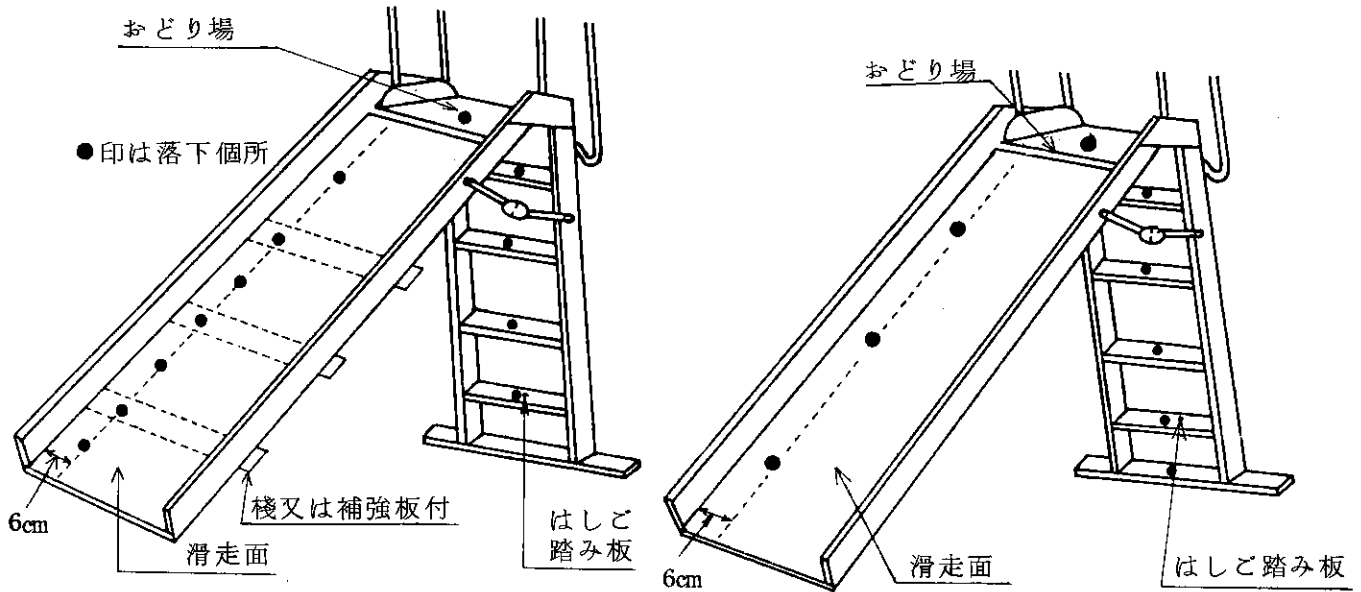
「使用上支障のある変形等の異状」とは、ゆるみ、がた、著しい曲がり、傾き、がたつきなどをいう。

4. 基準確認方歩

- イ 鋼球を落下させる個所は、図に示す通りおどり場及びはしごの踏み板についてはそれぞれの中央部とし、滑走面については、左右いずれか一方の手すりの内側6cmの所で、裏面に棧又は補助板が取り付けられていないものにあつては滑走面のほぼ3等分した3ヶ所とし、裏面に棧又は補助板が取り付けられているものにあつてはそれぞれ取り付け部分の上部滑走面及び取り付けられていない部分の上部滑走面のほぼ中央部分に各1回落下させるものとする。

図15 棧又は補強板付のもの

棧又は補強板なしのもの



5. 基準確認方法

はしご踏み板、滑走面、滑走手すり、おどり場の各部それぞれ任意の3ヶ所を測定し、その平均値をもって確認するものとする。

6. 基準確認方法

- イ 部品又は付属品の色違いのものについては、色ごとに衛生試験を行うものとする。
- ロ 複合体で表・裏の構成の異なるもの（例えばビニルレザークロスなど）で片面のみが幼児に接触すると認められるものは、その片面について衛生試験を行うものとする。
- ハ 試験試料の大きさ約10×20センチメートルの範囲で、柄、模様面（印刷面を含む）が単色になる場合は単色ごととし、混色になる場合には混色で衛生試験を行うものとする。

7. 基準確認方法

付属品で、安全性を損うと考えられ特に検討を要するものについては、専門部会又は検査マニュアル委員会で審議するため申請者又は検査協会は、製品安全協会に諮問することとする。

表示及び取扱説明書について

1. 認定基準

「容易に消えない」とは、手又は布でこすったとき、消滅又ははく離しないことをいう。

(注) 各部の名称は次のとおりとする。

